

都市オープンスペースの居住人の動きを通してみた 明治初期公園の位置づけ

土 肥 真 人*

A Role of Public Parks of the Early Meiji Era in the Movement of
the Residents on Urban Openspace

Masato DOI

摘要：本論は、明治6年の太政官布告による公園設置を地租改正による東京の都市オープンスペースの変化の中に位置づけて考察することを目的とする。江戸の往還、広小路、河岸、寺社境内などは賤視された人々の居住地でもあったが、地租改正事業によりその多くから排除される。しかし公園とされた社寺境内からの排除はみられず、明治7年の地所名称区分による官有地第3種の規定により借地料を収める公園出稼人として扱われることになる。一方で道路からは居住者の断固たる排除がみられる。本論における考察の結果、明治初期にみられる都市オープンスペースからの居住者排除に関する扱いの相違から、公園と道路が明治初期に果たした役割が明らかにされた。

1. はじめに

明治6年1月15日の太政官布告による公園設置については、すでにいくつかの研究がなされている¹⁾。筆者は、これらの諸先行研究にみられる江戸から明治への連続的な公園史観について、都市全体の変化の中に公園設置を位置づけることで空間的、制度的な面から批判した。そこでは、江戸の盛り場から東京の公園へという構図は半面の事実しか表わしていないこと、すなわち広小路や橋詰など往還上にあった盛り場は、往還が道路へと変質する時に道路上からは排除され消滅し、道路に抵触しない社寺境内が公園にされることを指摘したのである²⁾。

ところで、明治初期の公園のいくつかには公園内に居住する人々がいた。これらの人々について言及している先行研究はわずかであり、しかも事実誤認と思われるものもある³⁾。江戸から東京への都市オープンスペースの変化を考えると、公園内居住人の存在は非常に興味深い事象を示唆している。つまり往還が道路へと変質するときには断固として排除された盛り場が、寺社境内が公園へと変質するときには排除されなかったという観点から、江戸のオープンスペースに居住していた人々が東京のオープンスペースにおいてどのような取り扱いを受けるのかを検討する。そして明らかにされた都市オープンスペースにおける人々の居住の変遷から、東京という新たな都市空間の秩序化の中で、公園設置が果たした役割を検討することが本論の目的である。

2. 江戸のオープンスペースに居住していた人々

江戸という都市においては、武士は武家地、町人は町

地へという具合に身分によってその居住地が定められていた。江戸のオープンスペースである往還、広小路、橋詰、河岸地、寺社境内にも、身分によって居住を定められている人々がいた。彼らは一様に身分制度の中で賤視された人々であり、オープンスペースである場所への居住は一般町地からの排除であると考えてよいだろう。往還、河岸、寺社境内などに住んでいたのは、主に非人の人々であり、乞胸(ごうむね)という大道芸を家業とした人々の一部は広小路などに居住していた⁴⁾。また往還に建てられた髪結床や商番屋に居住していた髪結いや番人なども賤視の対象であった⁵⁾。これらの人々はまた、往還などを稼業の場としていた江戸のオープンスペースに生きた人々であった。非人はその本業を物貰いとされた人々で、それぞれの持ち場を回っていたし、非人の妻娘は女太夫として門付をして町を歩いて回った⁶⁾。乞胸はその稼業書き上げにも見られるように、芸の種類と同時にオープンスペースで繰り広げられる芸能を担う身分であった。ただし、乞胸は芸能という職業に関しては賤民身分であったが、職業以外の面では町人として扱われていたので、町地に集団的に居住するのが原則であったと考えられる。江戸のオープンスペースを稼ぎの場としていたものには他に香具師や願人などがあるが、これらの人々も一般町地の居住からは排除されてはなかった⁷⁾。

3. 地租改正と身分制度の廃止

明治4年8月28日、いわゆる賤民廃止令⁸⁾が太政官より布告される。

辛未八月廿八日

*京都大学大学院農学研究科

御布告寫

穢多非人等之稱、被_レ廢候條、自今身分職業平民同様タルヘキ事。

同諸府県へ。

穢多非人等之稱被_レ廢候條、一般民籍ニ編入シ、身分職業共、都テ同一ニ相成候様可_レ取扱_レ。尤地租其外除觸ノ仕来モ有_レ之候ハ、引直シ方見込取調、大蔵省ヘ可_レ伺出_レ事⁹⁾。

この太政官布告は部落史研究上のひとつのエポックである。これまでに多くの関連研究がなされているが、近年の成果として上杉聰は、賤民廃止令をめぐる様々な思惑の中でも地租改正が直接の引金となっていることを指摘した¹⁰⁾。府県宛の布告の最後に記されている除地（無税地）を巡って生じていた問題が、この布告の性格を規定しているというのである。江戸時代の身分制度が差別化された空間と緊密に結び付けられていたことと、明治の根幹事業である地租改正は土地を租税の対象として面積によって画一的に把握することを必要としていたことを考えれば、地租改正事業が身分制度の解体を要請したという上杉の指摘は説得力がある。「地租改正」と「身分制度の解体」がどのように都市空間の再編成として現象したかを、江戸のオープンスペースに居住していた人々の受けた影響を通して考察する¹¹⁾。

穢多非人等之稱被_レ廢、一般民籍ニ編入、身分職業共同ニ相成候様被_レ仰出候ニ付、左之通奉候

一、穢多非人等之儀者、従前市中河岸地又者川中なだれ地、社寺境内等普通之町地ヲ離、無税之地ニ罷在候故、一時町地江借地・借店も成兼候情態モ有_レ之、至急転往行届間舗ニ付、先ツ在来之場所ニ差置、河岸地又者附属地住居人等之名録ニ差加置可_レ申哉

但、此河岸地附属地住居人、本籍編入之規矩一定之節、同様入籍取計候積 中略

辛未九月（明治四年） 世話掛 中年寄
伺之通 中略¹²⁾

世話掛中年寄とは明治2年3月16日に制定された50区制によって5区毎におかれた取りまとめ役である。彼らが賤民解放の布告を受けて、その具体的な対応策を東京府へ尋ねたのが上の文書である。穢多非人とされた人々の居住地について触れているが、江戸においては穢多の人々は浅草の穢多屋敷に居住を限られていたから、ここで言われている河岸地、川中なだれ地（斜面地）、寺社地などに居住していたのは非人の人々であった。この伺いは、江戸の身分制度と居住場所との強い結び付きを教えてくれる。そして、身分制度の解体が即座に江戸以来の彼らの居住地に影響を及ぼすことも確認できる。府県宛でない賤民廃止令の布告には居住地差別の事は触れていないにも拘らず、世話掛は非人たちの町地居住が「身分職業共同」のための条件だと感じた。ここに地

租改正に規定された賤民廃止令が、都市オープンスペースに与えた影響を看取することができる。つまり、江戸においては身分制度によって社会的に認められていた（たとえば排除の結果だとしても）非人たちのオープンスペース居住は、東京においてはその根拠を身分制度の廃止を通じて喪失したのである。

4. 河岸地、広小路の処分

地租改正事業の一環である東京府下地券発行地租収納の布告（明治4年12月27日公布）により、河岸地、広小路に対しても官民地区別がなされる。

一、河岸地堀端等元来無_レ税地又ハ住居地ニ無_レ之場所ヘ火焚所家作取建住居候者不_レ少、右ハ今度毎区戸長ヘ為_レ取調、沽券地ニ引換可_レ然見込之場所ニハ為_レ書出、常務掛一同検査之上、更ニ相當之地価ヲ以_レ払下地券相渡可_レ申事。

一、従来火除之為メ往還之外広場之地ヲ設ケ有_レ之候處、何トナク床店或ハ葎簀張小屋等取建中ニハ内々住居候向モ有_レ之哉ニ付、今後右様之分ハ無論引払可_レ申答ニ候得共、現今之景況ニ依リ差支無_レ之場所ハ篤ト穿議之上更ニ払下地ニ取計可_レ申見込ニ候事。

中略 壬生（明治5年）正月¹³⁾

賤民廃止令後の布告であるから非人（小屋）の語は用いられていないが、河岸、堀端に住む人とは江戸時代に非人とされていた人々である。彼らの居住地のうち沽券地（町屋）にできる所は払い下げられ、乞胸の一部（猿若など）が居住していたとされる広小路も同様であった。それでは私有地にできないのはどのような場所だったのだろうか。この布告の10カ月後、明治5年10月25日の布告は、政府が河岸地をどの様に位置づけていたかを明らかにしている。

河岸地其他取締

第七百二十号府下河岸地ハ元来官地ニテ、地先ノ地主ヘ申付進退為_レ致来候處、右河岸地追テ一般道敷可_レ相成_レ場所ニ付、更ニ町内預ケ申付候條、建物并置場等ニ相用ヒ候場所其加税取立可_レ相納、尤許可ヲ不_レ受建物并火焚所居住ノ分、日数三十日限り取拂可_レ申、萬一期限後等閑置候者ハ、無_レ用捨_レ取毀候事。

但、追テ道路改正可_レ相成_レニ付テハ、今後新規土蔵納屋物置等取建候義ハ 不_レ相成_レ、在来ノ分モ修繕ノ時々可_レ願出_レ。 中略

一、府下往還并下水上川中等へ、自儘ニ家作又ハ庇床店葎簀張等張出候モノ、往々相増、兼テノ布告ニ相悖リ、以_レ外ノ事ニ候間、庇并床店葎簀張ノ分、来タル十一月十日限取拂、家作ノ分ハ當十二月晦日限取拂可_レ申事。

但、期限後等閑候節ハ、庇床店等ハ無_レ用捨_レ取毀、家作ノ分ハ、過料トシテ取拂候迄、壹坪ニ付本地々代

ノ十倍ヲ取立候條、其旨可_レ相心得_レ事。右之趣区々無_レ洩可_レ觸知_レモノ也。

壬申十月廿五日 東京府知事 大久保一翁¹⁴⁾

ここでは、河岸地を道路用地とする東京府の考えが明確に示されている。つまり、道路にかからないということが払い下げられる土地の条件なのである。道路という陸上交通のための空間装置の導入にあたって、「河岸地は無税の地であって住居地ではない」（地券発行地租収納の布告）、「河岸地は元来官地である」（河岸地取締布告）という府の対応は、江戸において一般町地から排除されていた人々の居住地としての河岸地を黙殺するものであった¹⁵⁾。

5. 社寺境内外地の処分

非人たちの重要な居住地であった寺社地においても、境内を除く社寺領の上知の達（明治3年12月10日公布）、社寺境内外区別の達（明治4年5月24日）以降、やはり官民地区別が進められた。これらの政策により境内外の区別のうえ境外地が府県へ上地され、境外地の門前町は払い下げられることで他の町地¹⁶⁾と同様に扱われることになる。一方、社寺の境内は祭司に必要なであるとの理由から上地されなかった¹⁷⁾。上地されなかったということは、しかし境内地が寺院や神社の私有地とされたということではない。地券の発行が土地売買の条件だが、社寺境内へは地券は発行されなかった。寺社境内地がそれらの手続きから除外されたことは、売買のできない土地が残ることを意味していた。ところで社寺境外地上知処分（明治4年1月5日）には「各藩版籍奉還之末、社寺ノミ土地人民私有ノ姿ニ相成、不相当ノ事ニ付、今度社寺領現在ノ境内ヲ除ノ外、一般上知被_レ仰付_レ」¹⁸⁾とあり、上地されずに残った境内地は私有地のままに置かれたように読むことができる。しかし、寺社境外地上知処分の布告がなされたのは、地所永代売買許可の布告される以前であるから、「人民私有ノ姿」という言葉の示すところを吟味しなければならない。明治初期の過渡的な土地所有形態は例えば天皇による全ての土地の所有として外国人に映ったこともあった¹⁹⁾。つまり、社寺境外地の私有とは上地していない江戸時代の封建的な土地「所有」関係を指しているのであって、地券発行を経て登場する近代的な商品としての土地を指しているのではないと考えるのが妥当であろう。従って、上地されなかった境内地は商品としての私有地としては認められず、多くの社寺境内はその実態に即して、明治7年の「地所名称区分」²⁰⁾の第四種（地券ヲ発セス地租ヲ課セス区入費ヲ課スルヲ法トス）に組み込まれることになった。しかし、その取り扱いはなかなか明確にならず²¹⁾、特に公園地として収容された社寺地においては後に所有権を巡り問題が生じることになる。

いずれにしても社寺境内地がほぼ官有地として編成されたことは、江戸以来オープンスペースを居住地としていた非人にとって土地の所有権が当初から閉ざされることを意味した²²⁾。

6. 地租改正と公園設定

明治6年1月15日の公園設置の太政官布告は、官有地に組み込まれつつあった社寺境内を対象の1つとして公園地を選定することを布告した。しかし、地租改正事業の基礎になる土地の私的所有が追求された明治初期において、社寺境内の取り扱いは例外的に不明確な経過をたどった。後に社寺境内は無税地であったという理由から官有地に組み込まれていったが、明治3年以降境外地上地された時点では残された境内地の取り扱いが問題となった。境内の樹木伐採禁止の布令が幾度も出されたのはその現れである²³⁾。上地されなかった境内地がそのまま社寺の私有地として政府のコントロールから離れるのを防ぐのも公園設置の目的のひとつであったことが、次の文書から読み取れる。

大蔵省同、明治6年1月日欠

地券税法御発行ニ付テハ、旧来無税ノ除地ハ孰レモ持主相定、収税ノ筈ニ御座候処、三都府ヲ始各地方ニ於テ人民遊歩宴会等致シ来候勝地ノ類ハ、大ニ其土地ノ繁栄ニモ関係致シ候儀ニ付、一概其持主ヲ定メ有税地ト致シ候時ハ、勝手ニ其花木ヲ伐採、田園ヲ開キ、旧来ノ勝景ヲ失ヒ候ハ、持主ニ於テハ聊利潤モ有之候共、一方ノ為メ却テ多少ノ損失ヲ醸成可致ハ勿論、第一ケ様ノ勝地ハ国土美目ニ付、人民ヲシテ縦遊散歩、其身目ヲ娛樂セシメ、其身体ノ健康ヲ助ケ、庶衆ノ勞力ヲ慰セバ、所謂借樂ノ一端ニモ有之、旁以各地方官ニ於テハ、有名ノ勝地ヲ扱ビ、永ク公園地ト致候積取調、図面ヲ以テ同出候様致度、依之別紙御布告案相添、此段相伺申候也²⁴⁾。

大蔵省にとって官有地第4種と見做される社寺地でも官有地第3種である公園地でも、地租収納の対象外という点では同一であり、未だ所有関係に曖昧さを残す社寺境内への公園選定につながった²⁵⁾。多くは後年境内地として各社寺に返還することになるとはいえ、明治初期の東京においては広大な社寺境内が官有地として公園地に選定されることになったのである。

ところで、公園設置の太政官布告にある「高外除地」という条件は、地盤官有と同義と解釈されるのが一般的である。実際、地租改正事業により高外除地であってもオープンスペース以外は払い下げられ民有地になったが（門前町、市街地の住宅地、穢多屋敷地、非人囲地など）、オープンスペースに関してはそのまま官有地として引き継がれたとあって良い（境内地、往還、広小路、河岸地など）。しかし、明治6年の公園設置の布告時には、す

でに町地、武家地の区分は廃止され地券発行も行われていたし、穢多屋敷地、非人囲い地なども払い下げられている。つまり布告時点で東京に残されていた「高外除地」は、いまだ取り扱いの定まっていなかった社寺境内地のみなのである。したがって、「高外除地」すなわち地盤官有と解釈し、これを公園地設定の条件であったとする解釈は再検討されねばならない。公園設置がなされた段階では、東京には私有地と官有地、それに社寺境内地である「高外除地」が存在していた。そのような状況下での高外除地への公園地の設定は、封建的土地占有形態である「高外除地」から近代的土地所有制度による官有地への移行の一方法として捉える方が適切であろう。すなわち官有地に公園を設定したのではなく、公園に設定することで官有地を生み出す過程だったのである²⁹⁾。

7. 公園地における居住人の処分

公園設置の太政官布告を受けて、同年5月東京府は会議所に諮り、府下に5公園を設置した。同時に公園の取扱心得を作成する。明治6年5月23日、松方租税権頭から大久保一翁東京府知事あての町触案の別紙は以下のものであった。

公園取扱心得

一、公園中ニ於テ一時展観物ヲ置キ、或ハ百花草木ヲ植ヘ、遊人休息ノ為メ出茶屋ヲ設クルノ類、其他見苦シカラサル商業ハ、現場見分ノ上地所貸渡、午後五時限り渡世差許候事。

但、竈ヲ筑立、住居スル儀不_レ相成_レ事。

一、借地人地税上納ニ及ハスト雖モ、公園周囲ノ堀垣及ビ通路等損潰ノ節ハ、相当之割合ヲ以テ出金修理セシムベキ事。 中略

一、東叡山飛鳥山ノ如キ是迄居住人無_レ之地所ハ、新規家作住居等不_レ相成_レ事。 但、番人掃除人ハ別段之事。

一、金龍山富岡八幡社ノ如キ在来居住人有_レ之地所ハ、其敷地ノ坪数商業ノ次第相糺シ、居住無_レ差支_レ場所ハ可_レ差許_レ候へ共、新規家作住居ノ儀ハ勿論、今後建増等ハ不_レ相成_レ事。

一、公園内居住人ハ其地接続ノ町村へ入籍可_レ為_レ致、尤地租ハ上納ニ不_レ及_レ候へ共、其区入費ハ相当可_レ取立_レ事。 中略²⁷⁾

この公園取扱心得には公園地内居住人への言及がみられる。また、竈（かまど）をたて住み着くことを禁止しているのも、そうしなければ住み込んでしまう者がいたことを示している。浅草公園の属していた区の戸長から東京府知事に出された文書を見ると、浅草公園には160軒の居住人がいたことがわかる²⁸⁾。

浅草金龍山公園地出稼人之儀ニ付伺書

第五大区八小区公園地内出稼人ノ内、従前ヨリ火焚所

取設ケ住居地同様相成居候物百六十軒有_レ之、尤原籍ハ近区内ニ有_レ之、判然ハ出稼人ノ名義ニ候得共、全クハ前件ノ如ク竈ヲ据候事故、 中略

明治七年十一月 右区戸長 柏木喜太郎²⁹⁾

この伺いからは、公園地に選定される前から浅草寺境内に居住していた人々の戸籍が近隣の町に組み込まれていたこと、彼らは出稼人という名称で扱われていたことなどがわかる。つまり公園地内の居住者たちは、実際に居住しているという事実を取扱い上は認められていなかった。東京府は公園地内居住者の取扱いについて、次のように内務省に許可を求めている。

庶三千十二號

公園地内営業人處分方向

元金龍山境内ヲ始、外公園地ニ於テ現今諸商業相管候モノ、内、従前寺院ニテ進退致シ候節、相対ヲ以テ地所借受開墾又ハ家作等致シ、全戸住居ノ者数多有_レ之候處、公園地ト差定候ニ付テハ各其元籍ヲ取調、更ニ一般出稼掛茶屋ト見做シ、公園経営相成節ハ可_レ引払旨相達シ、名ハ出稼ニ致候得共、其实依然依_レ舊竈ヲ据置候者モ数多有_レ之哉之處、兎角在籍曖昧ナルヨリ、取締上不都合ノ廉不_レ少趣該区戸長ヨリ申立モ有_レ之、左違現場公園経営着手ニモ不_レ相至_レ、此際ニシテ断然引払等申渡、衆人ノ困苦ヲ醸候儀ハ本意ニモ無_レ之、殊ニ去月中庶式千八百五十六号ヲ以公園地取締見込ノ次第相伺置候通、正院御指令ノ趣モ有_レ之、旁前頭ノ如キ事実無_レ止モノハ、追テ公園盛大経営相成迄太政官第二百十号公布地所名称區別官有地第三種ノ部但書ニ據テ處分致候方可_レ然哉ニ存候、依テハ右處分方都合モ有_レ之候間、先般相伺置候取締見込ノ儀共、早行御指揮有_レ之度、此段束ネテ相伺候也。

明治七年十二月四日 東京府知事 大久保一翁
内務卿 大久保利通殿

書面伺ノ趣ハ公園地ノ儀ニ付、十一月十七日付伺面へ及_レ指揮_レ候通相心得、尚取調可_レ伺出_レ事。

明治八年二月十日 内務卿大久保利通代理
内務大丞 林 友幸³⁰⁾

江戸以来、寺院境内にその寺院との交渉の上居住していた人々は、東京の公園地では出稼人という実態とは隔たった名を与えられながらも、旧来のまま小屋を建て居住を続けていた。東京府は公園地内居住人を官有地第3種の但し書に規定されている借地料を納める借地人として認めようとしている。内務省の返答は、もう一度詳細を調べてから伺いを出し直すように、というものであった。堤防地払い下げ（明治8年5月）では、内務省は払い下げを拒否し借地として扱うことに決定している。しかし、堤防地と同じ官有地第3種の公園地においては即答を避け、東京府に迫られるように回答を出したのは翌年の明治8年11月になってからであった³¹⁾。地所名称区

分の改正が行われ、民有地と官有地の区別が基本的に確立するのを待つように東京府が提出した官有地第3種の条項による公園地内居住人の処分伺いを、内務省が認めるのにはほぼ一年間が経過している。これは、公園地経営を巡って公園設置決定以後、太政官政府と東京府の間に生じていた考え方の相違にもとづくものと考えられる³²⁾。そして、その後の東京府の公園取り扱いを見れば、現状に立脚していた東京府（会議所）の提案が実質的には採用されたことが確認できる。

8. まとめ

現実的な東京府の公園経営が採用されたことは、寺社から府へと管理者が変りこそすれ、実態は居住人の地代を居住地の管理にあてる江戸の町地の管理方法と酷似するものだったことを示している。そしてこの事実経過が明治初期には欧米型の近代的公園が日本には導入されず、太政官布告による公園は江戸以来の盛り場の延長でしかなかったという史観を生む根拠とされてきたのである。

しかし、公園だけに視点を向けることを自重して、江戸から東京への都市全体の変貌のなかで以上の公園地を巡る経緯を位置づけてみる必要がある。都市の他のオープンスペースが急速に変貌する中で、なぜ公園地だけが旧態依然の経営方法を採用していたのかを問わなければならない。

明治政府は官有地に組み込んだ都市のオープンスペースに対して、その果たすべき機能に応じた対処を見せた。つまりオープンスペースの居住人に対して、道路という近代都市の根幹をなす空間装置の導入に当たっては断固たる排除を実行し、公園に関しては当初借地を認めたがらなかったが、公園の整備が始まるまでという条件付きで認めた。堤防地の借地と異なる点は、公園地で徴収された借地料が公園の管理のために用いられたことである。この管理方法が江戸時代のそれに連なるものであり、それ故に欧米のような公園を望んでいた政府は抵抗を見せた。だが、政府が道路の創出には注いだ力を公園へは向けられなかったのもまた事実であった。

居住人を追い出すには、追い出し先が必要なのは言うまでもない。道路上からの居住人の排除はおそらく多くの人々を路頭に迷わせることになっただろう。欧米型の公園が緊急に必要なければ公園地内居住人を追い出してさらに混乱を増すことは避けられねばならなかった。それどころか、道路などから排除された店や人々が、未だ営業を許されていた公園へ移ったことも考えられる。浅草公園境内の居住戸数は明治10年8月におよそ350戸と報告された³³⁾。先に引用した明治7年11月の160戸からは倍以上増加しているのである。

都市全体の変貌の中では、公園は早急に手をつけなくてもよいという消極的な意味での遊水池であっただけで

なく、さらに積極的な役割を果たしていた。急激に変化する都市において、生み出される矛盾や軋轢の緩衝部分を担っていたのである。すなわち、欧米型の空間および経営方法を持つ公園が導入されなかったことをもって近代的公園の実現が見られなかったとする見方は再考の必要がある。江戸の盛り場の延長に映る公園もまた、近代への準備を進める東京という都市の一部であり、そのプロセスを支える役割を果たしたと見做すことができる。

注

- 1) 小寺駿吉(1934):本邦に於ける公園の発達とその社会的背景-明治前期-:造園研究(11),前島康彦(1956他):東京公園史話,明治期:都市公園(2~40),田中正大(1974):日本の公園:鹿島研究所出版会,高橋理喜男(1970):明治大正期における都市公園の成立と展開に関する史的研究:東京大学学位論文,柳五郎(1987):太政官制公園の研究:京都大学学位論文,など
- 2) 拙稿(1992):明治期の公園誕生に関する考察:都市計画(学術論文集)
- 3) 東京都公園協会(1954):東京の公園80年:東京都公園協会,11には「当時居住を認めなかったために毎日通って商売を営むことに定められたのである。」同文を著した前島康彦は(1959):東京公園史話その十二:都市公園19,28で出稼人公園内居住を認めているが、彼らを「テキ屋(野師)」と見做すなど重要な点で評価を誤っている。
- 4) 乞胸については,高柳金芳(1981):乞胸と江戸の大道芸:柏書房,石井良助(1988):江戸の賤民:明石書店,を参照
- 5) 髪結い,番人については,本居内遠:賤者考:,谷川健一編集(1971):日本庶民生活史料集成14:514所収を参照
- 6) 非人については,前出:江戸の賤民:高柳金芳(1982):江戸時代非人の生活:雄山閣,本田豊(1992):江戸の非人 部落史研究の課題:三一書房などを参照
- 7) 香具師については,前出:乞胸と江戸の大道芸:荒井貢次郎(1950):香具師雑考:荒井茂雄(1954):「香具師」階層の発生について:共に,石井良助(1978):近世関東の被差別部落:明石書店,所収
- 8) この太政官布告を「賤民廃止令」と記するについては上杉聰(1990):明治維新と賤民廃止令:解放出版社,p ii,274
- 9) 太政官日誌,東京都:東京市史稿市街篇52:165
- 10) 前出:明治維新と賤民廃止令:第3章
- 11) 同上書,396「非人の場合,社寺地や川岸地など,のちに官有地とされる土地に居住していることがかな

- りあり、その場合、所有権は当然非人身分には与えられず、さらに居住権もやがて否定されて、追放されることになる。」
- 12) 部落解放研究所(1986): 史料集明治初期被差別部落: 解放出版社, 261, 順立帳: 東京市史稿市街篇52: 166
- 13) 法令類纂: 東京市史稿市街篇52: 775
- 14) 法令類纂: 東京市史稿市街篇53: 614
- 15) 順立帳, 前出: 史料集 明治初期被差別部落: 45, 明治六年一月御用留: 東京市史稿市街篇54: 292に河岸地からの排除の具体的な例がみられる。
- 16) 明治5年2月10日の地券発行地租上納の布告により武家地, 町地の区別も廃止される。区戸長達書抜: 東京市史稿市街篇52: 762
- 17) 太政類典: 東京市史稿市街篇52: 788
- 18) 太政官日誌: 東京市史稿市街篇51: 759
- 19) 丹羽邦男(1989): 土地問題の起源: 平凡社, 第1章
- 20) 太政官日誌: 東京市史稿市街篇56: 930
- 21) 明治5年地券発行時(明治5年2月10日)の「地券申請, 地租納方規則」第19では「社寺現今ノ境内ハ追て被_レ仰出_レ之儀モ可_レ有_レ之ニ付, 差向可_レ為_レ税地_ニ事。」明治5年7月晦日付の戸長宛文書では「當今府下地券発行中ニ有_レ之候處社寺境内ノ儀ハ御詮議ノ次第有_レ之候後姑ク相見合可_レ申事。」明治8年の地所處分假規則, 第7章第2節第1條では「総テ民有地ノ證ナキモノ及ヒ民有地ヲ政府へ買上タル神社敷地ハ, 官有地第一種へ, 寺院敷地ハ同第四種へ可_レ編入_ニ事。」とされようやく取り扱いが確定される。それぞれ, 区戸長達書抜: 東京市史稿市街篇52: 769, 法令類纂: 東京市史稿市街篇53: 153, 法令類纂: 東京市史稿市街篇55: 184 所収。しかし社寺境内外区別は完了していなかったことが以下の布告によって知れる。内務省から府県へ明治8年3月の調査予告(明治7年11月28日), 明治七年法令全書: 東京市史稿市街篇56: 998, 内務卿から東京府へ明治8年2月の調査予告(明治7年12月20日), 明治七年記事類纂: 東京市史稿市街篇56: 1049
- 22) 明治6年11月西本願寺境内地の払い下げ願い却下, 明治六年市街地理既決簿: 東京市史稿市街篇55: 728, また明治9年12月回向院境内地も同様, 前出: 史料集明治初期被差別部落: 648
- 23) 各公園例則: 東京市史稿遊園篇4: 507
- 24) 東京都建設局公園緑地部管理課(1985): 東京の公園-110年-: 東京都情報連絡室情報公開部都民情報課, 20
- 25) 前出: 太政官制公園の研究: 11, 33,
- 26) これに近い指摘としては、「公園地として認定することによって, 進展中であった社寺境内外地の区別問題を一部解決せんと試みたものであった。」前出: 太政官制公園の研究: 10というものがある。社寺境内外地の区別とは, すなわち地租改正による近代的土地所有形態への移行の最終処分であった。内藤昌(1966): 江戸と江戸城: 鹿島出版会, 133によれば明治2年段階での社寺地面積は約880haであり, その18%にあたる約156ha(前出: 東京の公園80年: 10による)が公園に設定されたことになる。明治2年段階での寺社地には境外地も含まれているから, 明治6年に高外除地として残っていた社寺境内地の面積は880haよりは減少していたと考えられる。しかしその面積は不明である。いずれにしても東京市中に残されていた高外除地という江戸以来の土地占有制度に規定された土地のかなりの部分が公園地に設定されることで近代的土地所有形態に適合した官有地へとその姿を変えたのは間違いない。
- 27) 各公園例則: 東京市史稿遊園篇4: 518
- 28) 明治7年10月に浅草公園には出稼人の店が250軒あった。その内の160軒が居住者であったということである。浅草公園諸願伺: 東京市史稿遊園篇4: 640
- 29) 各公園例則: 東京市史稿遊園篇4: 655
- 30) 各公園例則: 東京市史稿遊園篇4: 653
- 31) 各公園例則: 東京市史稿遊園篇4: 792
- 32) 政府と東京府との間で生じた公園経営を巡る対立については, その解釈にはさまざまな問題があるが, 前出(1958): 東京公園史話, その10: 同 その11: 都市公園16: 18が, 東京市史稿遊園篇4の史料を元に記している。
- 33) 浅草公園例則ニ係ル願伺: 東京市史稿遊園篇4: 1018

Summary: The purpose of this thesis is to study the birth of public parks in the transition era, Edo to Tokyo when whole urban openspace had changed. In Edo era, urban openspaces like Oukan (which correspond to present road), Hirokouji (widened Oukan), Kashi (water side space) and Keidai (holy openspace of shrines or temples) were also the residential spaces for the discriminated people. In Meiji era, the residents were eliminated from Oukan, Hirokouji and Kashi by the Land-tax-reform project which was most significant program done by the Meiji government. But in the public parks established on Keidai, they were allowed to live as Dekaseginin (it means workers in public parks). As conclusion of this thesis, the contrast between elimination from road and non-elimination from public parks shows an important role of public parks in the early Meiji era.